



Peppol

The future is open

ペポル利用申請手順書

Ver. 4.0

<https://www.tkc.jp/>



- 本マニュアルを無断で他に転載することを禁止します。
- 本マニュアルは予告なしに変更されることがあります。

目 次

I はじめに	1
1. 当手順書の位置づけ.....	1
2. T K Cにおけるペポル利用条件.....	1
3. 注意事項.....	2
II 事前にご準備いただく内容	3
III ペポル利用申請	4
1. 利用申請の流れ.....	4
2. T K C会員事務所の場合.....	5
3. 関与先企業の場合.....	10
IV 参考資料	17
1. 用語の定義.....	17
2. ペポルインボイスの仕組み.....	18
3. ペポルに対応したTKCシステムのメリット.....	20
4. ペポルインボイスの制限事項.....	21
5. 株式会社T K Cの取り組み.....	21
6. 実績.....	23

I はじめに

1. 当手順書の位置づけ

- (1) Peppol(ペポル)は、請求書などの電子文書を送受信するための、「文書仕様」「運用ルール」「ネットワーク」に関する国際的な標準仕様で、国際的な非営利組織である Open Peppol(本部：ベルギー)によって管理されています。この手順書は、このペポルのネットワークを通して電子文書の送受信を行うためのペポル利用申請の手順書です。
- (2) この手順書に沿って利用申請手続きを行うことにより、ペポルのネットワーク上で各ユーザーを識別する I D である「Peppol Participant ID」(ペポル I D) を取得でき、T K C のアクセスポイントを通して、ペポルネットワークに参加する他のユーザーと電子文書の送受信を行えるようになります。
- (3) ペポルの利用者は、該当のペポル I D の「受信能力」として定義した電子文書のみが受信可能です。この「受信能力」に定義されていない電子文書が届くことはありません。当手順書に沿って取得したペポル I D で受信できる電子文書は以下のとおりです。

①日本の「デジタルインボイス」の標準仕様に基づく適格請求書

Profile name	Peppol document type identifier Scheme	Peppol Document Type Identifier Value
JP PINT invoice	busdox-docid-qns	urn:oasis:names:specification:ubl:schema:xsd:Invoice-2::Invoice##urn:fdc:peppol:jp:billing:3.0::2.1
JP PINT Invoice v1.0	busdox-docid-qns	urn:oasis:names:specification:ubl:schema:xsd:Invoice-2::Invoice##urn:peppol:pint:billing-1@jp-1::2.1
JP PINT Invoice v1.0	peppol-doctype-wildcard	urn:oasis:names:specification:ubl:schema:xsd:Invoice-2::Invoice##urn:peppol:pint:billing-1@jp-1::2.1

②日本の「デジタルインボイス」の標準仕様に基づく仕入明細書

Profile name	Peppol document type identifier Scheme	Peppol Document Type Identifier Value
JP BIS Self-Billing Invoice	busdox-docid-qns	urn:oasis:names:specification:ubl:schema:xsd:Invoice-2::Invoice##urn:peppol:pint:selfbilling-1@jp-1::2.1
JP BIS Self-Billing Invoice	peppol-doctype-wildcard	urn:oasis:names:specification:ubl:schema:xsd:Invoice-2::Invoice##urn:peppol:pint:selfbilling-1@jp-1::2.1

- (4) なお、当手順書では、ペポルネットワークを通して送受信を行うデジタルインボイスをペポルインボイスと呼びます。

2. T K C におけるペポル利用条件

以下の(1)及び(2)の条件を共に満たす必要があります。

(1) 法人又は適格請求書発行事業者であること

ペポル ID には、法人番号又は適格請求書発行事業者の登録番号のいずれかを指定いただきます。いずれの番号も保持していない、免税事業者の個人事業者は、現在のところ、ペポルの送受信機能を利用できません。

(2) 証憑保存機能 (F X シリーズ又は F X クラウドシリーズ)、又はインボイス・マネジャー等を利用していること

受信したペポルインボイスや送信したペポルインボイスは、以下のいずれかのシステムに自動保存されます。このため、ペポル利用申請にあたり、これらを利用いただく必要があります。

- ①証憑保存機能 (F X シリーズ又は F X クラウドシリーズ)
- ②インボイス・マネジャー (「インボイス・マネジャー F X4 クラウド」を含みます)
- ③インボイス・マネジャー 取引先専用ビューワー

なお、TKC 会員事務所の場合は、事務所の財務処理を T K C 自計化システムで実施いただく必要があります。

3. 注意事項

- (1) 他社のペポルアクセスポイントを利用している方が T K C のペポルアクセスポイントを利用する場合は、他社のペポルアクセスポイントの利用を中止した後、T K C のペポルアクセスポイントを利用するようにしてください。
- (2) T K C のペポルアクセスポイントについて、1 法人につき、複数のペポル ID による利用は行えません。例えば、法人番号でペポル ID を利用している場合に、適格請求書発行事業者の登録番号でもペポル ID を利用するようなことはできません。

II 事前にご準備いただく内容

(1) ペポルの利用申請事項として、以下の情報を提供いただきます。これらの情報をご準備ください。

行	準備いただく情報	必須
1	ご担当者様のメールアドレス	✓
2	ペポル I Dとする、法人番号又は適格請求書発行事業者の登録番号	✓
3	会社名等（氏名又は名称）	✓
4	電話番号	✓
5	公式ホームページのアドレス	
6	ご担当者様の部署名	
7	ご担当者様の役職	
8	ご担当者様の氏名	✓
9	ご担当者様のフリガナ	✓
10	クレジットカード情報（関与先企業の場合に限ります）	✓

なお、ペポル I Dについては、可能な限り「法人番号」をご指定ください。

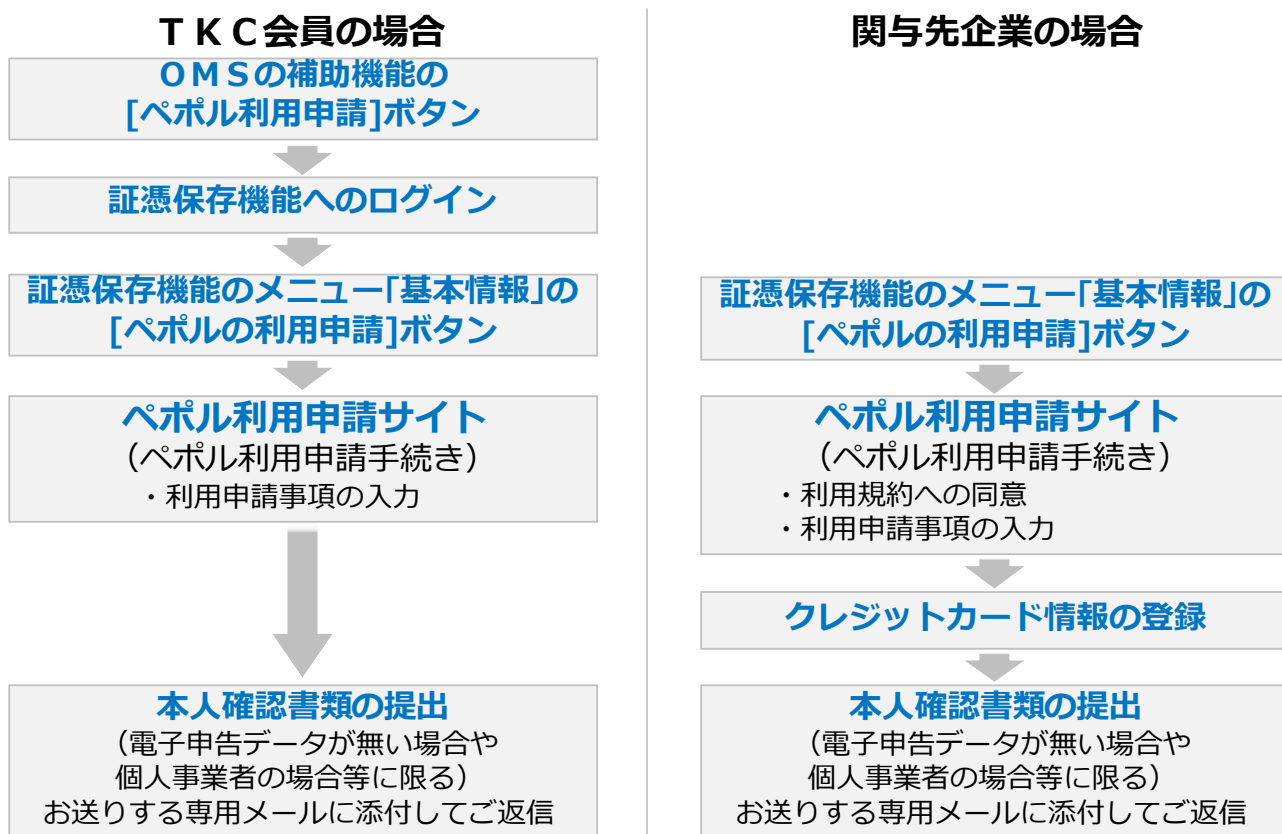
(2) 関与先企業の場合は、利用申請時に、利用規約に同意いただきます。

(3) 上記(1)の情報と株式会社 T K C が既に保有している情報とを突合して本人確認を行いますが、本人確認が不十分だった場合(T K C システムを利用して税務申告を一度も実施していない場合や個人事業者の場合等)は、本人確認書類として、事業活動を証明する書類(適格請求書発行事業者の登録通知書や公共料金の請求書等)を提出いただきます。この際、できる限り、本人確認書類として「適格請求書発行事業者の登録通知書」をご提出ください。

Ⅲ ペポル利用申請

1. 利用申請の流れ

T K C 会員事務所の場合は O M S から、関与先企業は証憑保存機能（ F X シリーズ又は F X クラウドシリーズ）から、以下の流れに沿って、ペポルの利用申請を実施いただきます。



なお、T K C 会員事務所のペポルの利用申請は、必ず O M S から実施してください。誤って証憑保存機能で実施すると、ペポル送受信に係る料金について、クレジットカードでのお支払になってしまう可能性があります。

同様に、関与先企業のペポルの利用申請は、必ず証憑保存機能で実施してください。誤って O M S で実施すると、関与先企業のペポル送受信に係る料金が、T K C 会員事務所へのご請求に加算されてしまう可能性があります。

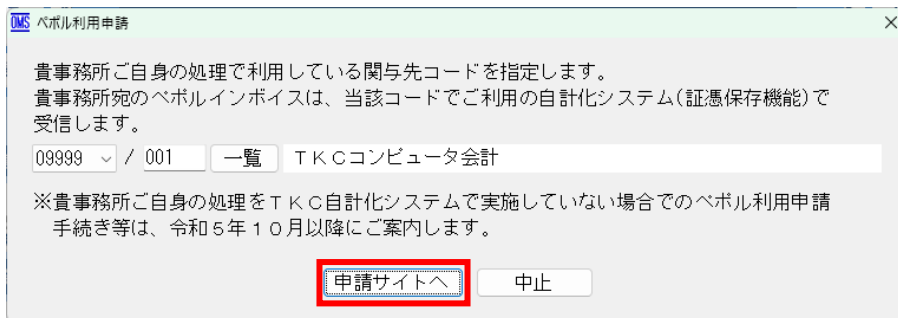
2. TKC会員事務所の場合

(1) OMSでのペポル利用申請開始

① OMSメニューの補助機能にある[ペポル利用申請]ボタンをクリックします。



② [ペポル利用申請]ボタンをクリックすると、以下の画面が表示されます。当画面で、事務所の処理で利用している関与先コードを選択し、[申請サイトへ]ボタンをクリックすると、証憑保存機能（F Xシリーズ又はF Xクラウドシリーズ）が起動します。



(2) 証憑保存機能へのログイン

証憑保存

ユーザーID

パスワード

ログイン

[解説動画](#)

証憑保存機能へのログイン画面が表示されますので、当画面で証憑保存機能のユーザーID及びパスワードを入力し、ログインします。

なお、このとき指定するユーザーIDは、メニュー「基本情報」の更新権限を有するユーザーIDを指定します。

当メールに記載されたURLをクリックすることで、下記③の利用申請事項の入力画面が起動します。

③以下の利用申請事項の入力画面が表示されます。

当画面でペポルの利用申請事項として以下の内容を入力し、[次へ]ボタンをクリックします。

1)ペポルID (法人番号又は適格請求書発行事業者の登録番号)

ペポルIDとする法人番号又は適格請求書発行事業者の登録番号を入力します。法人番号又は適格請求書発行事業者の登録番号のいずれに該当するかは、入力された文字に応じて自動的に判断されます。なお、ペポルIDには、可能な限り、適格請求書発行事業者の登録番号ではなく、法人番号を指定してください。

2)会社名等 (氏名又は名称)

基本情報で登録した会社名が表示されます (修正不可)。後述のPeppol Directoryで登録情報を公開する場合、当欄の内容がPeppol Directoryに公開されます。

3)Peppol Directoryで登録情報を公開しない

Peppol Directoryに登録情報を公開しない場合は、当欄にチェックを付けます。Peppol Directoryは、ペポルを利用している事業者のデータベースで名称等による検索や、各事業者のペポルID等を確認できます。

4)電話番号

ご担当者の電話番号を入力します。入力いただいた電話番号は、利用申請事項に不備がある場合の確認や、本人確認の目的で使用します。

5)公式ホームページアドレス

会計事務所の公式ホームページがある場合に、当該ホームページのアドレスを入力します。入力いただいた内容は、本人確認の目的で使用します。

6)部署名

ご担当者の部署名を入力します。入力いただいた内容は、ご担当者への連絡が必要な場合に使用します。

7) 役職

ご担当者の役職を入力します。入力いただいた内容は、ご担当者への連絡が必要な場合に使用します。

8) 氏名

ご担当者の氏名を入力します。入力いただいた内容は、ご担当者への連絡が必要な場合に使用します。

9) フリガナ

ご担当者の氏名のフリガナを入力します。入力いただいた内容は、ご担当者への連絡が必要な場合に使用します。

④ 利用申請事項の確認画面が表示されます。

証憑保存 (システム設定・運用管理) 会社株式会社TKC製作所 ユーザ:TDSUSER メインメニュー システムQ&A

入力内容をご確認ください。
[次へ]ボタン押下後、ペポルインボイス送受信サービスの支払いに利用するクレジットカード情報を登録しますのでご利用ください。

ペポル参加者情報
日本
法人番号

会社名等 (氏名又は名称)
株式会社TKC製作所

Peppol Directoryで登録情報を公開しない

電話番号

公式ホームページ

部署名

役職

氏名

フリガナ

メールアドレス

戻る 次へ

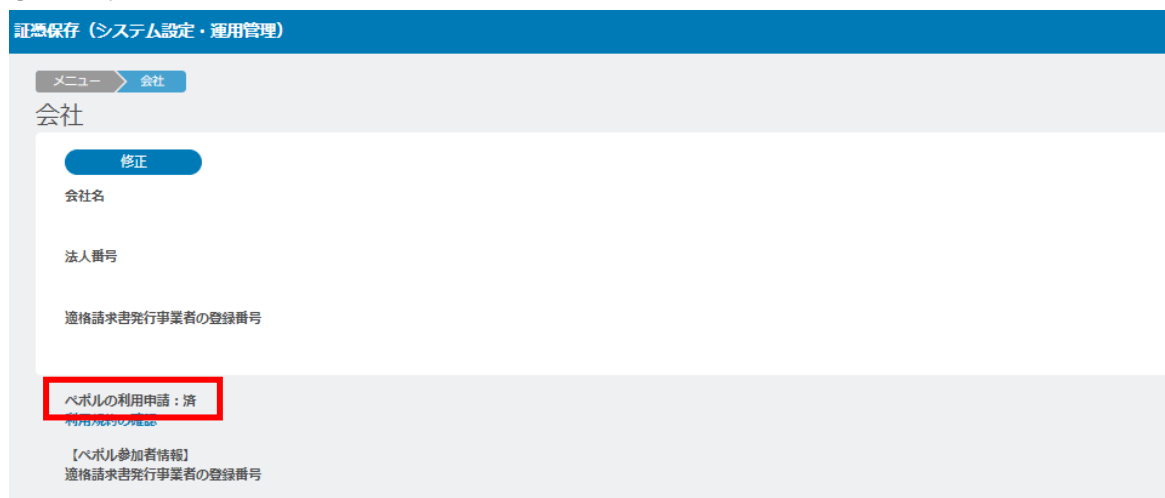
利用申請事項を確認し、[次へ]ボタンをクリックします。

- ⑤ 入力いただいた内容で、本人確認が完了した場合は、以下の画面が表示され、手続きが完了します。
(本人確認にあたり追加情報が必要な場合は下記⑥に進みます。)

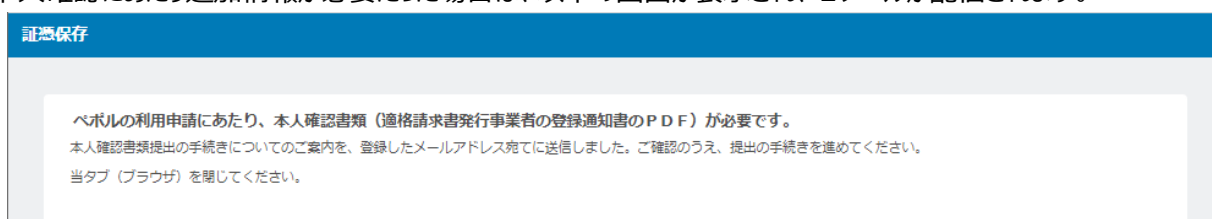
証憑保存

ペポルの利用申請を受け付けました。
当タブ (ブラウザ) を閉じてください。

しばらくすると、ペポルへの登録が完了し、証憑保存機能のメニュー「基本情報」に「ペポルの利用申請：済」と表示されます。



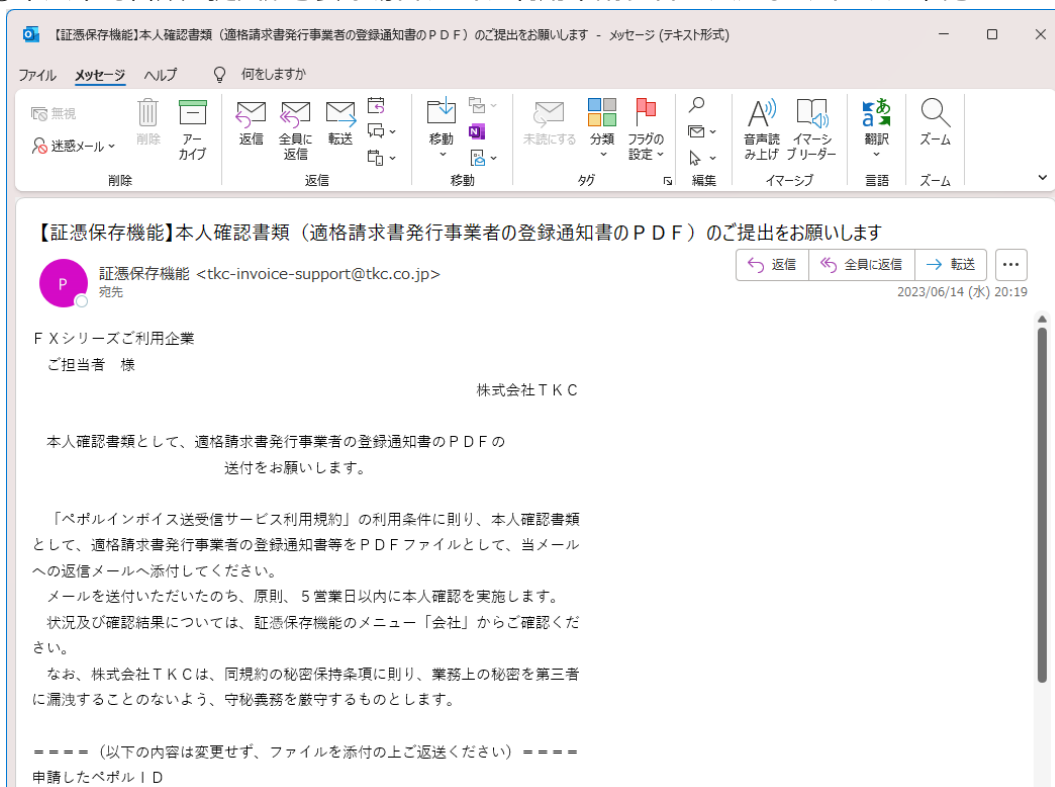
⑥本人確認にあたり追加情報が必要だった場合は、以下の画面が表示され、Eメールが配信されます。



本人確認書類は、下記(5)の手順に従って提出します。

(5) 本人確認書類の提出

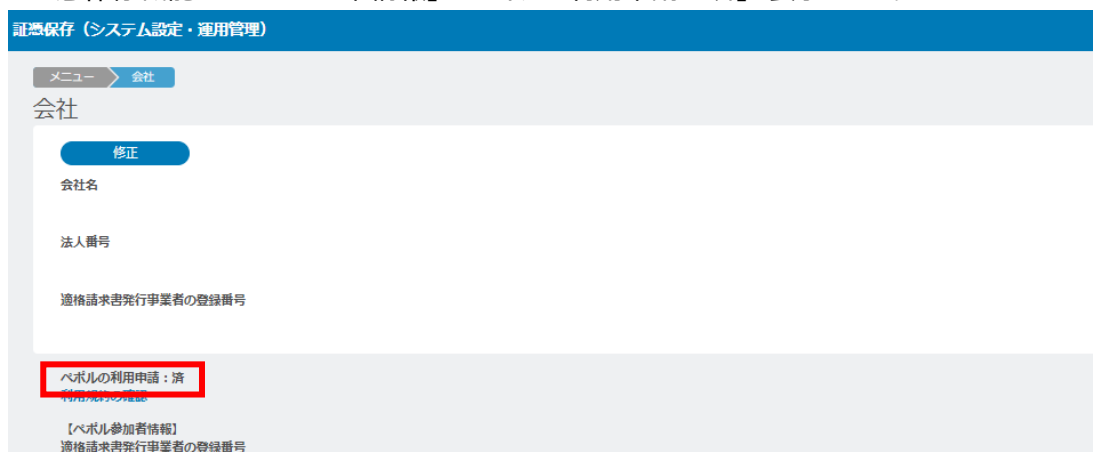
①本人確認書類の提出が必要な場合、ペポル利用申請サイトに入力したアドレスに下記のEメールが配信されます。



②上記①のEメールへの返信メールとして、本人確認書類データを添付して、メールを送信します。

本人確認書類データについて、原則として、「適格請求書発行事業者の登録通知」に係るデータを送信ください。

データ送信後、原則として5営業日以内に本人確認が実施されます。ペポル利用開始手続きが完了した場合、証憑保存機能のメニュー「基本情報」に「ペポルの利用申請：済」と表示されます。



3. 関与先企業の場合

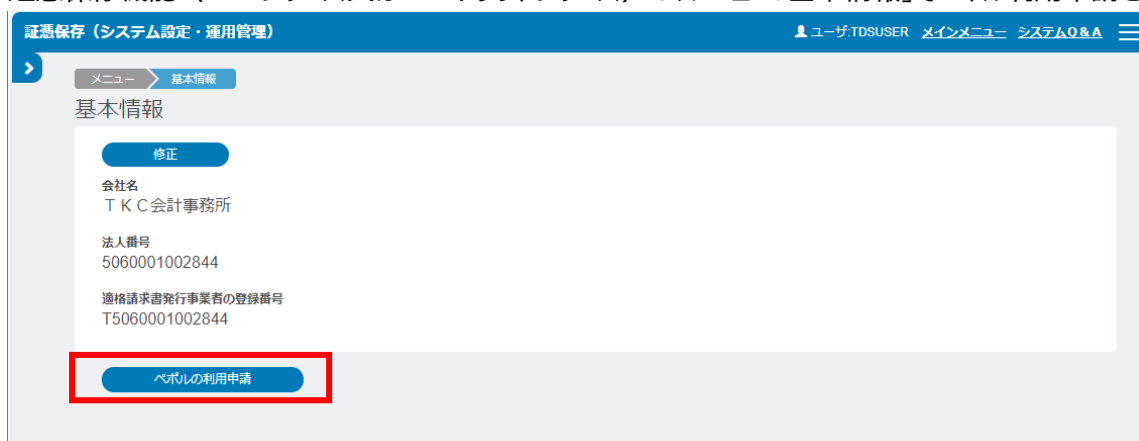
(1) 証憑保存機能での法人番号・適格請求書発行事業者の登録番号の確認

- ① 証憑保存機能 (F Xシリーズ又は F Xクラウドシリーズ)の「システム設定」内のメニュー「基本情報」で、「法人番号」及び「適格請求書発行事業者の登録番号」欄を確認し、未入力の場合は[修正]ボタンをクリックし該当の番号を入力します。



(2) 証憑保存機能でのペポル利用申請開始

- ① 証憑保存機能 (F Xシリーズ又は F Xクラウドシリーズ) の、メニュー「基本情報」でペポル利用申請を行います。



[ペポルの利用申請]ボタンをクリックすると、ペポル利用申請サイトが起動します。なお、登録された「会社名」が、「適格請求書発行事業者の登録番号」に基づき国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトから取得した「氏名

③以下の利用申請事項の入力画面が表示されます（入力内容は、T K C会員事務所の場合と同じです）。

The screenshot shows a web form for Peppol registration. At the top, there is a navigation bar with the text '会社 株式会社T K C' and 'ユーザーTDSUSER'. The main heading is 'ペポルを利用する会社の情報を入力してください。' (Please enter the information of the company using Peppol). The form contains several sections: 1. '必須 ペポル I D (法人番号又は適格請求書発行事業者の登録番号)' with a text input field and explanatory text below it. 2. '【今回登録されるペポル参加者情報】' with a dropdown for '日本' and a text input for '法人番号'. 3. '会社名等 (氏名又は名称)' with a text input field containing '株式会社 T K C'. 4. A checkbox 'Peppol Directoryで登録情報を公開しない' with explanatory text. 5. '必須 電話番号' with a text input field. 6. '公式ホームページ' with a text input field. 7. '部署名' with a text input field. 8. '役職' with a text input field. 9. '必須 氏名' with a text input field. 10. '必須 フリガナ' with a text input field. 11. 'メールアドレス' with a text input field. At the bottom, there is a blue button labeled '次へ' (Next).

当画面でペポルの利用申請事項として以下の内容を入力し、[次へ]ボタンをクリックします。

1)ペポル I D（法人番号又は適格請求書発行事業者の登録番号）

ペポル I Dとする法人番号又は適格請求書発行事業者の登録番号を入力します。法人番号又は適格請求書発行事業者の登録番号のいずれに該当するかは、入力された文字に応じて自動的に判断されます。

なお、可能な限り、法人番号を入力するようにしてください。

2)会社名等（氏名又は名称）

基本情報で登録した会社名が表示されます（修正不可）。後述のPeppol Directoryで登録情報を公開する場合、当欄の内容がPeppol Directoryに公開されます。

3)Peppol Directoryで登録情報を公開しない

Peppol Directoryに登録情報を公開しない場合は、当欄にチェックを付けます。Peppol Directoryは、ペポルを利用している事業者のデータベースで名称等による検索や、各事業者のペポル I D等を確認できます。

4)電話番号

ご担当者の電話番号を入力します。入力いただいた電話番号は、利用申請事項に不備がある場合の確認や、本人確認の目的で使用します。

5)公式ホームページアドレス

関与先企業の公式ホームページがある場合に、当該ホームページのアドレスを入力します。入力いただいた内容は、本人確認の目的で使用します。

6)部署名

ご担当者の部署名を入力します。入力いただいた内容は、ご担当者への連絡が必要な場合に使用します。

7)役職

ご担当者の役職を入力します。入力いただいた内容は、ご担当者への連絡が必要な場合に使用します。

8)氏名

ご担当者の氏名を入力します。入力いただいた内容は、ご担当者への連絡が必要な場合に使用します。

9)フリガナ

ご担当者の氏名のフリガナを入力します。入力いただいた内容は、ご担当者への連絡が必要な場合に使用します。

④利用申請事項の確認画面が表示されます。

確認保存 (システム設定・運用管理) 会社>株式会社TKC製作所 > ユーザ:TDSUSER > メインメニュー > システムQ&A

入力内容をご確認ください。
[次へ]ボタン押下後、ハバリエインボイス送受信サービスの支払いに利用するクレジットカード情報を登録しますのでご確認ください。

ペポル参加者情報
日本
法人番号

会社名等 (氏名又は名称)
株式会社TKC製作所
 Peppol Directoryで登録情報を公開しない

電話番号

公式ホームページ

部署名

役職

氏名

フリガナ

メールアドレス

戻る 次へ

利用申請事項を確認し、[次へ]ボタンをクリックします。

(4) クレジットカード情報の登録

①「クレジットカード情報の登録」画面が表示されます。

クレジットカード情報登録

画面有効期限 2023/06/04 23:59:59

クレジットカード情報を入力してください。

カード番号

※ハイフン (-) は入力しないでください。

有効期限 月 / 年 ※有効期限とは?

※本画面において、販売元の取り扱うサービスについての今後のお支払に利用するクレジットカード情報を保存することができます。
※本画面においてクレジットカード情報を保存した場合、保存したクレジットカード情報が販売元の取り扱うサービスについてのお客さまの今後のお支払に自動的に使用されます。
※クレジットカード情報の保存を希望しない場合は、クレジットカードによるお支払はご利用いただけません。別の決済手段をご利用ください。

[入力内容を確認する](#)

[前画面に戻る](#)

© 2023 PAYGENT Co.,Ltd. All rights reserved.

クレジットカード情報として、カード番号及び有効期限を入力し、[入力内容を確認する]ボタンをクリックします。

②「クレジットカード情報の確認」画面が表示されます。

クレジットカード情報登録

画面有効期限 2023/06/04 23:59:59

以下の内容をご確認いただき、よろしければ登録ボタンを押してください。

カード番号 **** * -0724

有効期限 07月 / 24年

[登録](#)

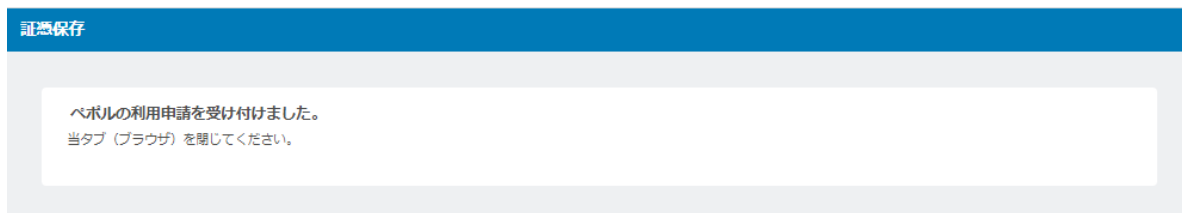
[前画面に戻る](#)

© 2023 PAYGENT Co.,Ltd. All rights reserved.

問題がなければ[登録]ボタンをクリックします。

なお、クレジットカード情報の修正・削除は、証憑保存機能のメニュー「基本情報」で行えます。

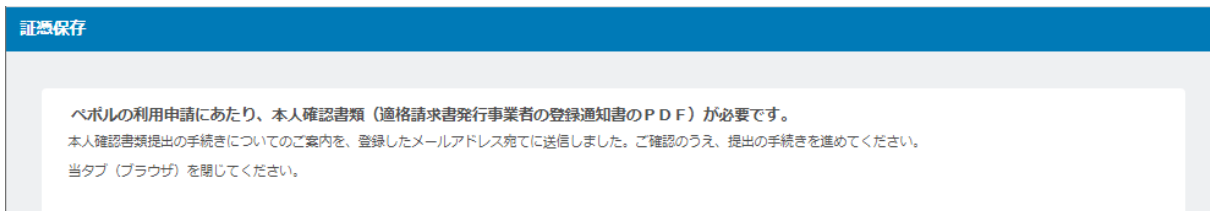
③ペポル利用申請サイトに入力いただいた内容で、本人確認が完了した場合は、以下の画面が表示され、手続きが完了します。（本人確認にあたり追加情報が必要な場合は下記④に進みます。）



しばらくすると、ペポルへの登録が完了し、証憑保存機能のメニュー「基本情報」に「ペポルの利用申請：済」と表示されます。



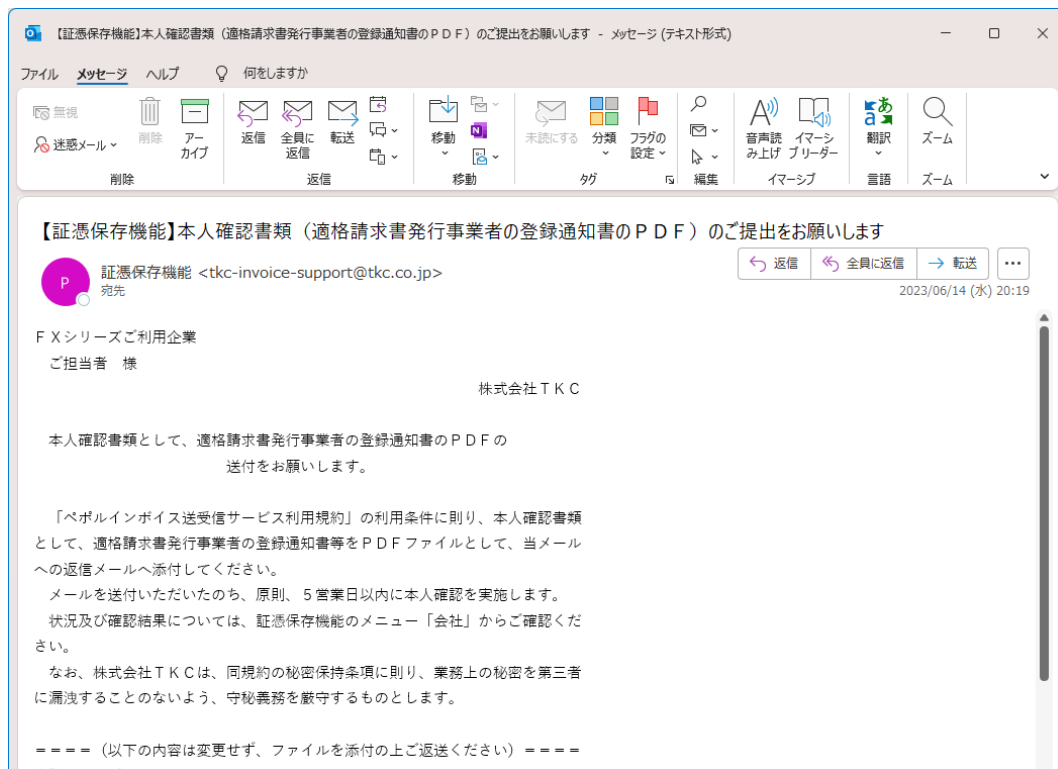
④本人確認にあたり追加情報が必要だった場合は、以下の画面が表示され、Eメールが配信されます。



本人確認書類は、下記(5)の手順に従って提出します。

(5) 本人確認書類の提出

①本人確認書類の提出が必要な場合、ペポル利用申請サイトに入力したアドレスに下記のEメールが配信されます。



②上記①のEメールへの返信メールとして、本人確認書類データを添付して、メールを送信します。

本人確認書類データについて、できる限り「適格請求書発行事業者の登録通知」に係るデータを送信ください。

データ送信後、原則として5営業日以内に本人確認が実施されます。ペポル利用開始手続きが完了した場合、証憑保存機能のメニュー「基本情報」に画面下部に「ペポルの利用申請：済」と表示されます。



IV 参考資料

1. 用語の定義

(1) 電子インボイス

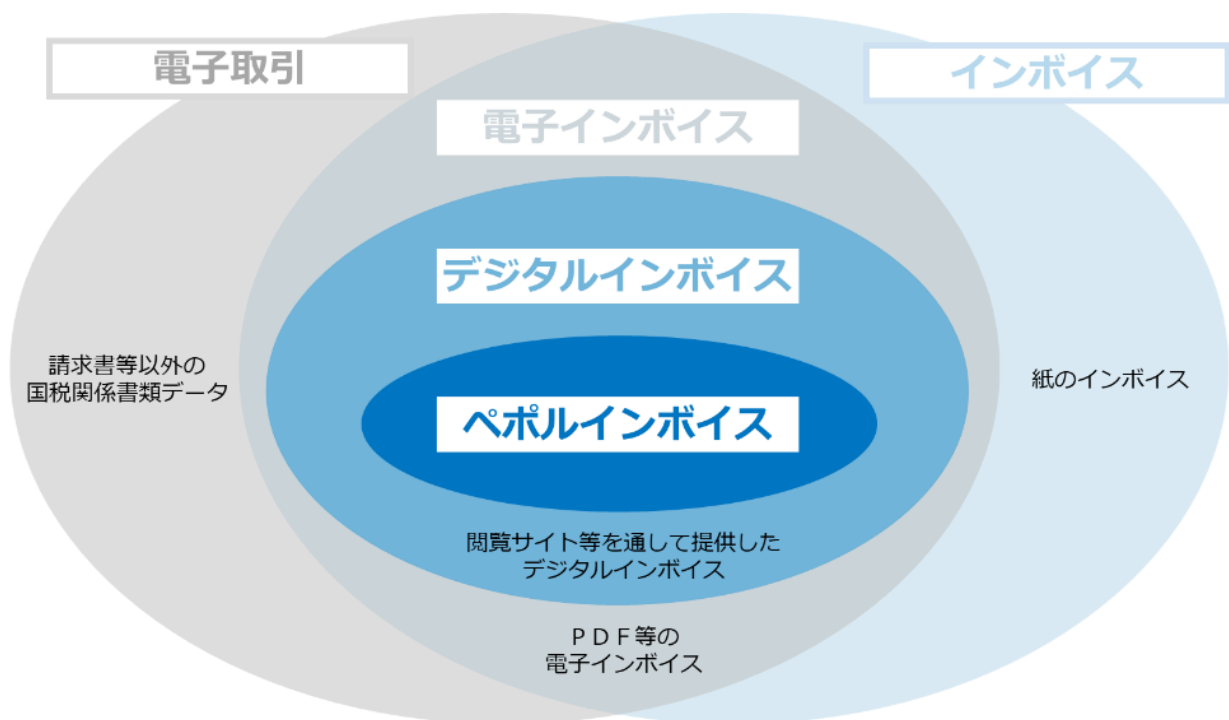
電磁的方式で授受を行う適格請求書を「電子インボイス」と呼びます。適格請求書を紙で受領しスキャナ保存した電磁的記録は、当手順書では、電子インボイスには該当しないものとして扱います。

(2) デジタルインボイス

デジタル庁が公開している「我が国におけるデジタルインボイスの標準仕様」(JP-PINT) に基づく、XML 形式の電子インボイスをデジタルインボイスと呼びます。PDF や JPEG 等の画像データの電子インボイスはデジタルインボイスには該当しません。

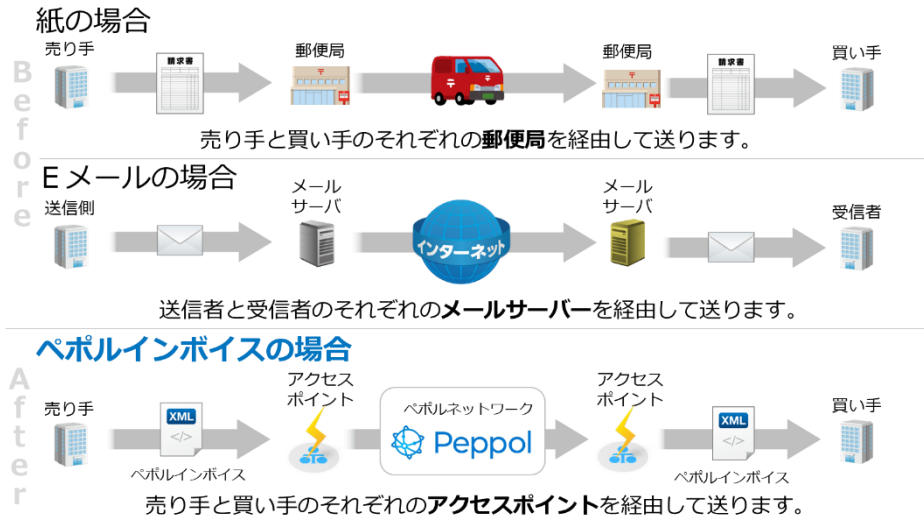
(3) ペポルインボイス

ペポルネットワークを通して送受信を行ったデジタルインボイスをペポルインボイスと呼びます。XML 形式の電子インボイスでも、ペポルネットワークを通さずに送受信を行ったデジタルインボイスは、ペポルインボイスには該当しません。

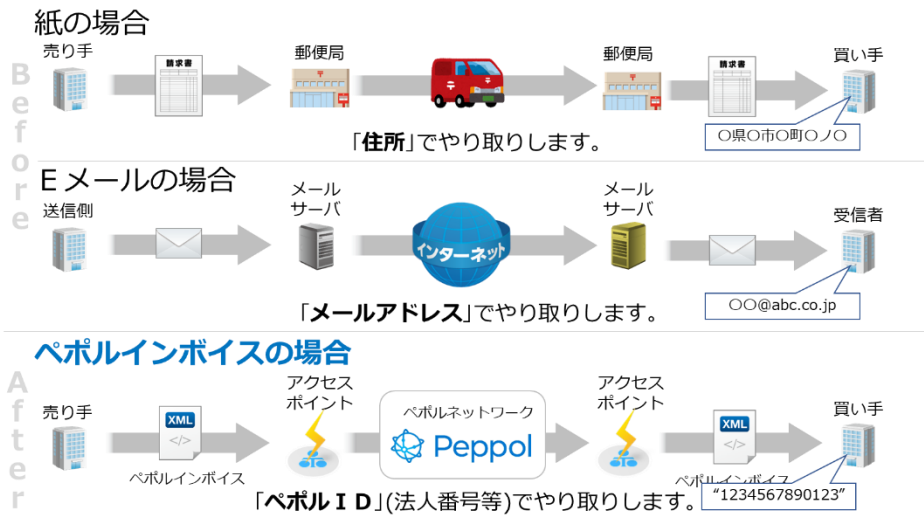


2. ペポルインボイスの仕組み

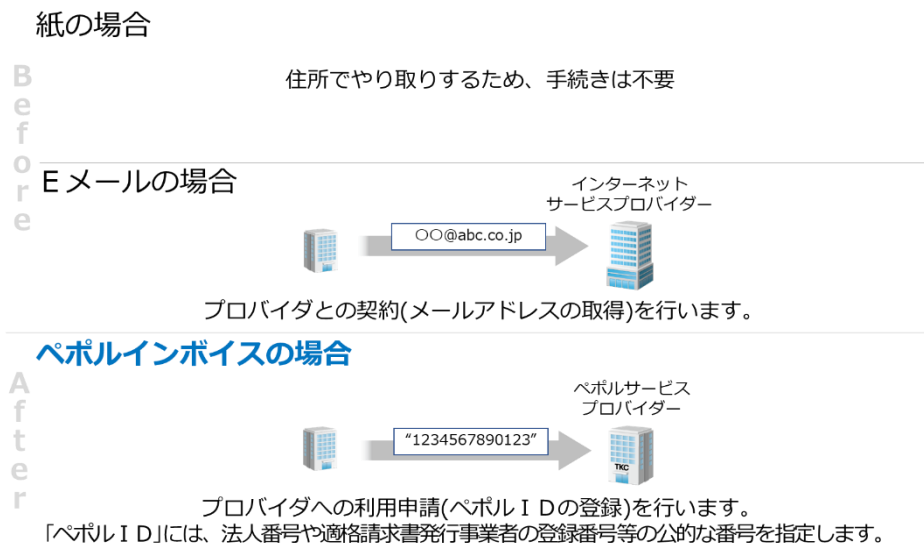
(1) 売り手・買い手それぞれのアクセスポイントを経由し専用ネットワークをとおして送受信を行います。



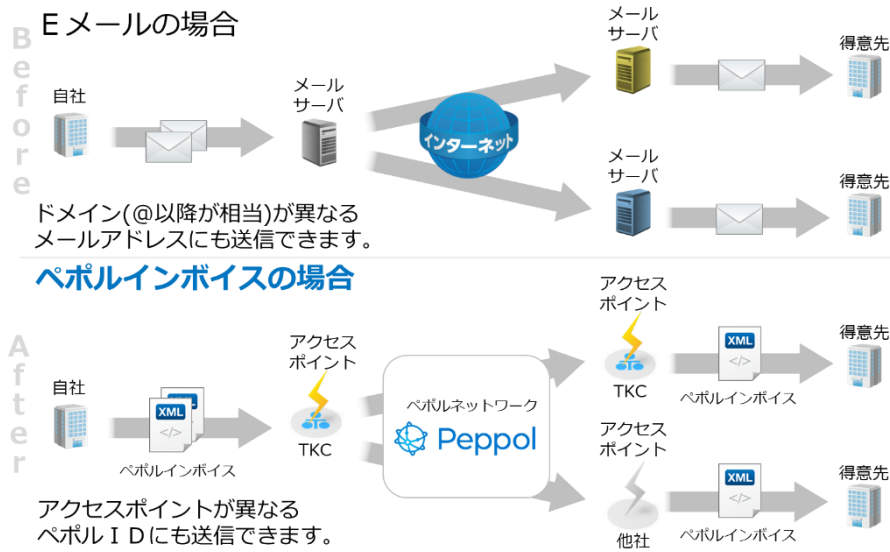
(2) ペポル ID (法人番号等) でやり取りします。



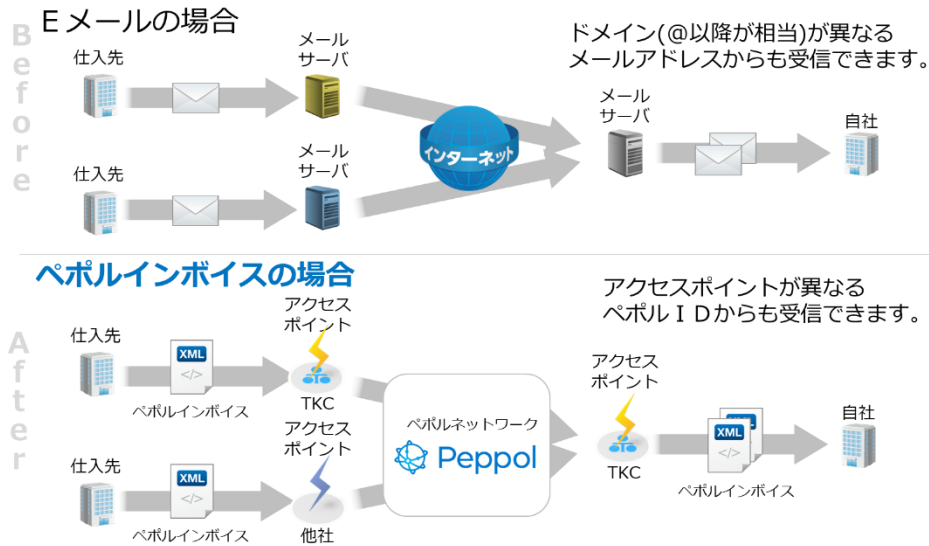
(3) 利用申請手続きが必要です。



(4) 開発元の異なるシステムにもペポルインボイスを送信できます。



(5) 開発元の異なるシステムから送信されたペポルインボイスも受信できます。



(6) OCR 不要で、コンピュータが読み取れます。

画像データであるPDF等のインボイスと異なり、ペポルインボイスには、得意先名、品名、取引金額、税率などのインボイスの記載事項が、コンピュータがそのまま読み込める形式でセットされています。ペポルインボイスを受信したシステムは、その内容を正確に識別でき、仕訳データ等を容易に生成できます。

【PDF等のインボイス】
人が見ることを目的とした、以下のようなイメージデータです。

株式会社ABC 御中
株式会社DEF
T1234567890123
請求書
令和5年10月分: ¥1,430

A商品(@¥100)	5個	¥500
B商品(@¥200)	4箱	¥800

10% 税抜: ¥1,300 消費税: ¥130

領収書
2023年10月1日
株式会社ABC 御中
T1234567890124
株式会社GHR

合計金額: ¥1,430
10% 税抜: ¥1,300 消費税: ¥130

A商品	5個 × ¥100	¥500
B商品	4箱 × ¥200	¥800

【ペポルインボイス】
コンピュータが読み込むことを目的で、項目と値がセットされています。

日付: 2023-10-01
先手: 株式会社DEF
番号: T1234567890123
金額合計: 1430
税率: 10
金額計: 1300
消費税: 130
明細: 1
品名: A商品
金額: 500
単価: 100
数量: 5
単位: 個
明細: 2
品名: B商品
金額: 800
単価: 200
数量: 4
単位: 箱

日付: 2023-10-01
先手: 株式会社GHR
番号: T1234567890124
金額合計: 1430
税率: 10
金額計: 1300
消費税: 130
明細: 1
品名: A商品
金額: 500
単価: 100
数量: 5
単位: 個
明細: 2
品名: B商品
金額: 800
単価: 200
数量: 4
単位: 箱

(7) 送信時に整合性チェックが実施されます。

ペポルインボイスは、その送信時に整合性チェックを行います。フォーマットが異なる場合や、消費税等の額が税抜金額合計に税率を乗算した結果と異なる等の場合は、エラーとなり、送信できません。



3. ペポルに対応した TKC システムのメリット

(1) 送信者のメリット

①発行に係るコストと手間の削減

紙による請求書等の場合に発生する、封入、投函、郵送に係るコストや手間を削減できます。

②「控え」のデータ保存容量の削減

スキャン文書や PDF 等の電子インボイスと比較し、少ないデータ容量で保存できます。

③送信先の ID の管理が容易 (担当者の異動等に伴うメンテナンスが不要)

各得意先の担当者のメールアドレスの管理は不要で、法人番号や適格請求書発行事業者の登録番号といったペポル ID で送信できます。

(2) 受信者のメリット

①受信したデータには、インボイスの記載事項が完全網羅

ペポルネットワークでの送信時に統一的な整合性チェックが実施され、インボイスの記載事項が網羅されているデータのみが届くため、安心して受信できます。

②受信と同時に自動で保存

受信したペポルインボイスは TKC システム (F X シリーズ、 F X クラウドシリーズ又はインボイス・マネジャー) に、自動的に保存されます。

③本社での集中管理

法人又は事業者宛てに届く仕組みのため、本社での集中管理が可能です。

④インボイスのデータ保存容量の削減

スキャン文書や PDF 等の電子インボイスと比較し、少ないデータ容量で保存できます。

⑤正確な仕訳生成による、業務効率 (生産性) の向上

インボイスの記載事項を正確に読み込めるため、確認や補正に係る作業の効率化が見込めます。

⑥詳細な仕訳生成による、業績把握の際の詳細な原因分析

インボイス・マネジャーを利用することで、ペポルインボイスの明細から仕訳を生成できるようになります。このため、業績把握の際に、部門別・商品別・取引先別といった、より詳細な原因分析を行えます。

4. ペポルインボイスの制限事項

(1) 税込み金額の明細に対応していません

ペポルインボイスのフォーマットは、税抜き金額がベースです。

(2) 免税事業者の個人事業者は、現在利用できません

一般的な企業が利用できるペポル ID は、法人番号又は適格請求書発行事業者の登録番号です。

(3) 部署・拠点単位での受信が行えません

ペポルでの送受信は、法人又は事業者単位です。

(4) 専用のビューワーが必要です

XML 形式のため、見読可能性の観点からシステムを通しての閲覧が前提です。

(5) 同じデータであっても取引先と同じ表示とは限りません

XML 形式のペポルインボイスの表現は、閲覧システムによって異なります。

(6) 厳密な本人確認が行われます

法人番号等の公開されている番号を使用するため、なりすましの防止のため、本当にその法人等か否かの確認がペポル利用申請時に行われます。

5. 株式会社 T K C の取り組み

株式会社 T K C は、日本国内で活動する事業者間の取引全体のデジタル化に向け、以下のとおり活動して参りました。

(1) 電子インボイス推進協議会（現：デジタルインボイス推進協議会）の設立

多くの事業者が共通して利用できる電子インボイス・システムの構築のためには、その仕様の標準化が不可欠です。この標準仕様の提言や電子インボイス・システムの普及のため、株式会社インフォマート、SAP ジャパン株式会社、株式会社オービックビジネスコンサルタント、株式会社スカイコム、トレードシフトジャパン株式会社、ピー・シー・エー株式会社、株式会社マネーフォワード、株式会社ミロク情報サービス、弥生株式会社及び株式会社 T K C の計 10 社により、電子インボイス推進協議会(現：デジタルインボイス推進協議会)を 2020 年 7 月 29 日に設立しました。

株式会社 T K C は、同協議会の 2 つの部会である広報部会及び標準仕様策定部会の双方に参画し、標準仕様の提言や電子インボイス・システムの普及に積極的に取り組んで参りました。

なお、2025 年 12 月現在、株式会社 T K C はデジタルインボイス推進協議会の代表幹事法人として活動しています。

(2) 電子インボイスからの会計データの生成に関する特許取得

電子インボイスから会計データを生成する特許を 2021 年 9 月 27 日に取得しました（特許第 6950107 号）。

この特許技術の研究を実施していた 2020 年当時、日本における電子インボイスの標準仕様について、UN/CEFACT CII（国連の電子インボイス仕様）をベースにしたメッセージ仕様のみとなるのか、ネットワークに関する枠組みも含む Peppol がベースとなるのか未確定でしたが、いずれの案の場合でも、メッセージ仕様は XML 形式でした。これを踏まえ、電子インボイス（XML データ）から仕訳データや支払データを生成するロジック、XML データを格納した PDF を会計伝票画面にドロップし当該会計伝票画面に仕訳データを展開するインターフェイスについて、特許を取得しました。

(3) ペポルサービスプロバイダーに認定

2022年8月19日に、日本におけるペポル管理局(Japan Peppol Authority)であるデジタル庁、及びペポルの管理団体である Open Peppol からペポルサービスプロバイダーに認定されました。

ペポルのアクセスポイントを構築し電子文書の送受信サービス等を提供するためには、ペポルサービスプロバイダーの認定を受ける必要があります。このペポルサービスプロバイダーの認定を受けるためには、テスト環境におけるペポルネットワークでの送受信、安定的な送受信サービスが提供可能な運用体制の構築（ISO27001の取得等）、事業継続の意見表明等を行う必要があります。

株式会社TKCは、日本における初回のペポルサービスプロバイダーの認定(2022年8月19日)において、ペポルサービスプロバイダーとなりました。なお、2022年8月19日の初回の認定によりペポルサービスプロバイダーとなった事業者は、株式会社TKCとファーストアカウンティング株式会社の2社です。

(4) ペポルインボイス送受信サービスの提供開始

インボイス制度に先駆けて、ペポルインボイス送受信サービスに対応したインボイス・マネジャー2022を、中堅・大企業に対して、2022年12月15日に提供しました。

このインボイス・マネジャー2022は、販売管理システムから出力した売上データ（CSV又はXLSXファイル）をデジタルインボイスに変換し、ペポルネットワークを通して、得意先にペポルインボイスを提供できます。

また、ペポルインボイスを受信し、その詳細をTKC独自のビューワーを通して確認できます。また、受信したペポルインボイスから仕訳データを生成し、会計システムに連携できます。

(5) 見積書、納品書、請求書及び領収書等をデジタルデータで送受信できる機能の提供

事業者間の取引においては、インボイスだけでなく、見積書、契約書、納品書、請求書、領収書など、様々な文書がやり取りされますが、ペポルネットワークを通して送受信可能な文書は、JP-PINT（日本における「デジタルインボイス」の標準仕様）に基づくインボイスや仕入明細書等に限られます。

このことを踏まえ、インボイスに該当しない見積書、納品書、請求書及び領収書や、ペポルネットワークでは送信できないインボイス（税込みのインボイス）も、デジタルデータで送受信できる機能を2024年5月17日に提供しました。

当機能を利用することで、事業者は、送信する文書がペポルネットワークで送信できるか否かを意識することなく、同じ操作で見積書、納品書、請求書及び領収書の送受信を行えます。

6. 実績

(1) T K Cのペポルアクセスポイントの利用登録者数

年	月	利用登録者数	増加数
2023	8	1,650	—
	9	2,193	543
	10	2,512	319
	11	2,939	427
	12	3,375	436
2024	1	3,587	212
	2	3,797	210
	3	3,958	161
	4	4,130	172
	5	4,314	184
	6	4,580	266
	7	4,818	238
	8	5,221	403
	9	5,612	391
	10	6,279	667
	11	6,557	278
	12	6,858	301
2025	1	7,065	207
	2	7,189	124
	3	7,297	108
	4	7,421	124
	5	7,560	139
	6	7,676	116
	7	7,799	123
	8	7,917	118
	9	8,010	93
	10	8,181	171
	11	8,265	84

(2) T K Cのペポル送受信者及び送受信件数

年	月	送信者数	送信件数	受信者数	受信件数
2024	1	76	4,924	2,636	4,922
	2	98	5,060	2,828	5,053
	3	105	5,344	2,957	5,337
	4	117	6,259	3,158	6,246
	5	139	5,749	3,300	5,738
	6	152	5,898	3,444	5,880
	7	172	6,611	3,708	6,594
	8	175	6,718	3,869	6,706
	9	204	7,181	4,123	7,166
	10	237	8,572	4,427	8,554
	11	246	8,276	4,955	8,255
	12	275	8,758	5,245	8,736
2025	1	280	9,554	5,447	9,531
	2	289	9,122	5,411	9,100
	3	293	9,557	5,699	9,529
	4	292	10,353	5,711	10,330
	5	302	9,561	5,815	9,541
	6	311	9,704	5,891	9,676
	7	322	10,138	6,021	10,114
	8	331	10,144	6,044	10,119
	9	340	10,324	6,164	10,297
	10	340	11,272	6,182	11,250
	11	351	10,450	6,268	10,421

ペーパー利用申請手順書

令和7年12月11日 第4.0版発行 ©TKC

著者 TKCシステム開発研究所

発行者 株式会社TKC 飯塚 真規

〒162-8585 東京都新宿区揚場町2-1

軽子坂MNビル5F

不許複製